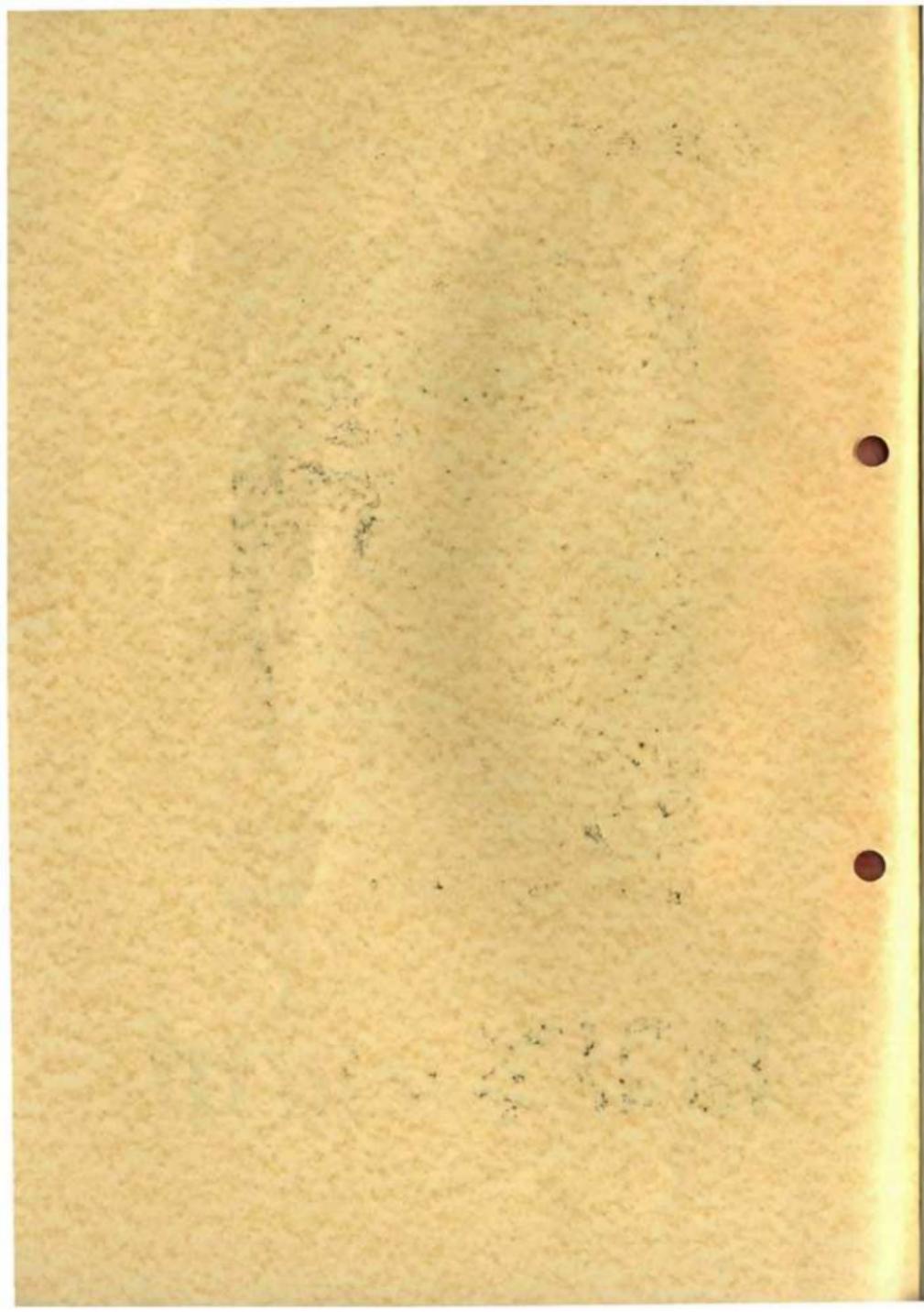


山川の文化財

第6集 「徳光神社と前田利右衛門」



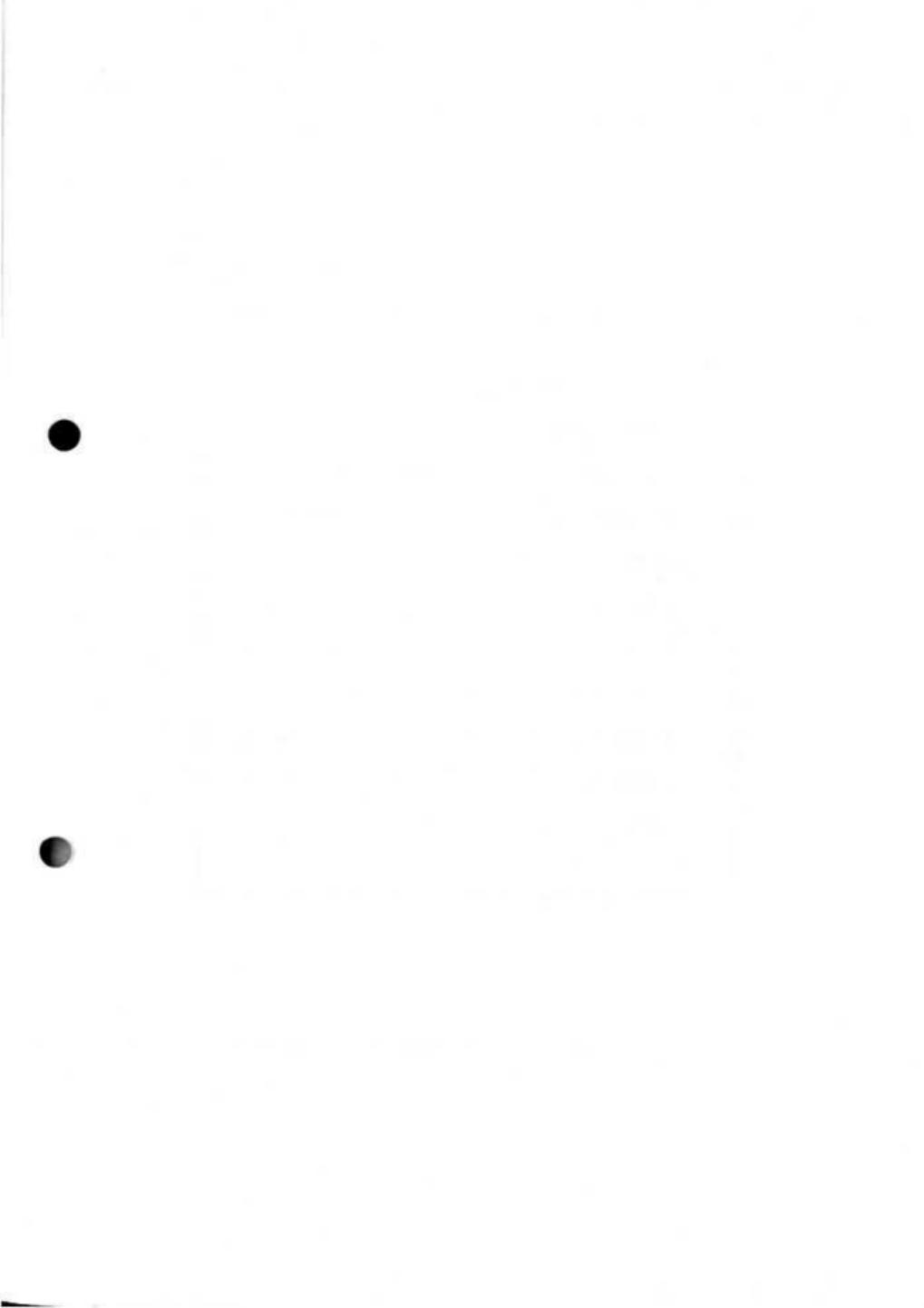
鹿児島県揖宿郡山川町教育委員会



目 次

| | |
|-----------------------|----|
| ○ 発刊にあたって | 1 |
| 一、徳光神社概要 | 2 |
| 二、文 書 | 3 |
| (1) 三国名勝図絵より | 3 |
| (2) 山川郷土歴史第二編より | 3 |
| 三、碑 文 | 7 |
| (1) 墓前碑文 | 7 |
| (2) 甘藷翁碑銘 | 8 |
| (3) 甘藷翁頌徳碑 | 10 |
| 四、神社明細帳 | 13 |
| ○ 編集後記 | 16 |

「題字は、東 栄寿氏（山川町元助役）」



発刊にあたって

文化財は、祖先のたくましい創造力、たゆまざる努力によって生み
育てられた貴重な財産であります。

私たちは、これらの文化財を損傷したり破壊することなく、完全な
姿で、次の世代に伝えてゆく責務を負っています。

私たちの山川町では、文化財保護条例が昭和47年に制定されるとと
もに、文化財保護審議会が発足し、精力的に文化財の調査研究と活用・
が図られているところです。

その成果の一端を広く町民に知っていただくために、本冊子を発刊
いたしました。関係者の方々が、これによって文化財を愛する気持ち
を改めて確認していただければ幸いです。

昭和60年3月18日

山川町教育委員会

教育長 山下三郎

一、徳光神社の概要

徳光神社は、鹿児島県にサツマイモを伝えた前田利右衛門をまつる神社である。

利右衛門は、岡児ケ水の漁師であったが、今から二百八十年前の宝永二年（一七〇五）、琉球に渡った。その時、土地の人々が珍しいものを食べていて、その種を持ち帰った。それがイモだったという。

イモのそもそもの原産地は、アメリカである。アメリカ大陸を発見（一四九年）したコロンブスが、まず、このイモをヨーロッパに持ち帰った。やがて、ヨーロッパ人が東洋に進出するや、そのイモは、フィリピンから中国、そして琉球へと伝えられた。そのイモが、利右衛門によって、山川にもたらされたのである。その頃、人々は、中国を「唐の国」と呼んでいたので、この地の人々は、そのイモを、唐の國のイモー「カライモ」と呼んだ。

このカライモは、山川の人々にとって食糧革命をおこすものであった。というのは、この地は、たび重なる開聞岳の爆発によって、まったくの火山灰土壤と化し、アワ、ソバなどの雑穀しかできなかつたからである。また、ここは、台風の常襲地帯でもあったので、そういう雑穀類も、強風によってフェイになることが少なくなかった。したがって、火山灰に強く、台風にも強いこのカライモは、山川の人々にとって、まさに心強い生命綱だったといえよう。実際、江戸時代には、幾度となく飢饉があり、全国的に多くの人々が亡くなつた。しかし、山川の人々は、カライモのおかげで、その犠牲を最小限に止めることができたのである。

もつとも、イモの伝来については、諸説がある。しかし、民間人が持ち帰ったということ、そして、実際に栽培したということ—この二点で、前田利右衛門の右に出る人はいないといつていい。

二、文書

(1) 三国名勝圖會より

— 利右衛門甘諾の功 —

利右衛門は、大山村岡児ヶ水浦の漁戸なり。土人の伝へに宝永二年乙酉の年、甘諾を盆に植えて琉球より携へ帰る。是より甘諾漸く諸方に広まり、人民其利益を蒙ると云ふ。利右衛門、宝永四年丁亥七月五日死す。墓は、當村堂之間に在り。其裔孫何の比にか絶えてなし。村民、利右衛門が甘諾を伝えしを徳とし其の墓を掃除し花水を供う。(中略) 享保十七年壬子の歳、海内甚だ飢饉し、諸州、餓死多く、特リ本藩は甘諾を貯うるに頼て死する事を免る。於是命ありて、江府へ上られければ、安房上總等の地に、種させ玉ひ遁ち薩摩芋と唱ふとぞ。

青木教書の著せし書に、蕃諸は、享保十九年養生所の畠地に試作され、其後関東の島々へ渡されしが、貯へ様悪しくして其種子腐りしに、薩摩の人、島に在て貯へ様を精しく教へ、大いに作得を習ひしと見えたり。今は、西南の奥地に限らず、北越の国々まで尽く種子を貯るの法を知り、遅く種て、早く掘り取り、大に民食の食となり、遍く天下の利となる。是、利右衛門が功許多といふべし……。

(2) 山川郷土歴史第二編より

— 甘諾翁事歴概要 —

皇朝百十二代東山天皇の御宇、旧幕府徳川五代將軍源朝臣綱吉公の治世に方りて、吾が薩隅日三州の藩主兼琉球國主、島津家二十一代從四位下左近衛中将松平薩摩守源朝臣吉貴公の治績に係る。茲に薩摩國掛宿郡山川郷岡児ヶ水の農民にて、其の身は乗船業水手稼の一人、姓は前田、名は利右衛門と号す。其祖先出所不詳。時しも宝永二年乙酉の歳、当人が琉球より三顆の甘諾實を盆栽し来れり。因て本人は、其の甘諾の実を自ら園圃に試培し、生産したるに始

まるのこと。距今實に星霜貳百拾壹年を経過せり。

然るに、本人利右衛門翁には、宝永四年丁亥七月五日、本船が琉球より上帆の際、山川岡見ケ水沖合に於いて、其當日逆風の為めに吹離されて行衛知れず。沈没溺死の不幸に遭遇すと伝う。

距今星霜幾んど二百九年なり。故に七月五日を以て死亡せる忌日と定むる事とはなれり。翁は、其時父子共に船に乗りて死亡せるを以て、翁の實弟なる前田常右衛門存在して、利右衛門翁の名跡を相続せるに到る。初祖利右衛門以降、其代の乃世系は……

初代

利右衛門 父一某子

二代

常右衛門

利右衛門の實弟にて其隣りに家宅を設けしが、利右衛門の家に帰らざるより、同屋敷を併せて今のか五郎に至る。

三代

良右衛門

享和二年壬戌七月十三日死

四代

五兵衛

文政四年辛巳五月八日死

五代
清七

天保四年癸巳五月廿五日死

六代

前田清左衛門

明治廿三年庚寅一月廿八日死

七代

前田岐五郎（利右衛門と改む）

大正三年甲寅八月十一日死

甘諸翁の墓

翁の墓は岡児ヶ水堂の間墓地に在り其正面に次の文字が刻されている。

享保四紀天
一翁祖元居士
七月五日

褒 状（寫）

第二回内國勧業博覽會

蕃 諸

鹿兒島縣

薩摩國頬娃郡岡児ヶ水村

前 田 清左衛門

祖先移伝ノ種苗ヲ繼續培養シ以テ今日ニ至ル而シテ品位モ亦佳良ナリ栽培ノ勞少シトセス頗ル嘉スペシ

審 査 官

岡 若 永 根 平 教 印
林 高 久 幸 肇 印
中 芳 男 印

審查部長從五位勲五等

審查副長從四位勲四等

審查總長正四位勲二等

佐 野 常 民 印

右ノ薦告ニ拠リ之ヲ褒賞ス

明治十四年六月十日

内國勧業博覽會事務總裁

二品勲一等

能 久 親 王 印

三、碑 文

甘諸翁の頌徳碑は、三基建てられているが、いずれも漢文であるので、先に仮名交り文に書き下し、後に原文を掲げる。

(1) 墓前碑文

△仮名交り文▽

利右衛門は、山川邑兒箇水の人なり。父子乗船を以て業となす。嘗て路に颶に值ひ、舟覆り、父子溺れて返らず。其の未だ溺れざるに当り、一甘諸を琉球より得て、之を場圃に植え、蕃衍蔓生す。戸毎に伝へて植え、民以て糧となす。近世、畜に本邦に樹芸するのみならず、施して他邦に及ぶ。人民多く之に頼りて、凶歳の患無きを得る所以のものは、実に利右衛門の功なり。

不幸にして、子孫に其の祀を奉ずる者無し。邑民追悼し、為に墓を建て祭を致す。其の歿せしより星霜既に百二十八年を経たるも、土人今に至るまで呼びて甘諸翁の塚となす。然り而して墓誌湮滅し、法號且に不詳ならんとす。詣る者、これを憾みとす。是に於いてか、碑を墓側に建て、其の略状を録し、繫ぐるに銘を以てす。銘に曰く、噫甘諸翁、罔極の恩、遺は邑民に在り。魂を招き祭を效す。魂それ之を享けよ。老少皆詣る。生、不幸なりと雖、芳を百世に流す

弘化三年丙午五月五日 山川 佐々木 廣謙 敬撰

河野通直

△原文▽

利右衛門山川邑兒箇水人也父子以乘船為業嘗路值颶舟覆父子溺不返當其未溺得一甘諸於琉球而植之於場圃蓋

衍蔓生每戸傳植民以為糧近世不啻樹藝本邦施及他邦所以得人民多賴之而無凶歲之患者實利右衛門之功也不幸無子孫奉其祀者邑民追悼為建墓致祭其歿也星霜既經百二十八年土人至乎今呼為甘諾翁塚然而墓誌遺滅法号且不詳謹憾焉於是乎建碑於墓側而錄其略狀繫以銘曰

噫甘諾翁罔極之惠 遺在邑民招魂效祭

魂其享供老少皆誦 雖生不幸流芳百世

弘化三年丙午五月五日山川 佐々木廣謙
河野通直 敬撰

(2) 甘諾翁碑銘

△仮名交り文▽

甘諾の人を養うは五穀と等し。夫れ天に水旱有りて而して五穀に豊歉有り。地に肥穢有りて五穀其の宜しきを異にする。唯甘諾は土中に在りて水旱を知らず、其れ之を種うる。荒瘠付鹵の地と雖、宜しかざるはなし。歲、凶荒に值ふと雖、民飢餓の患無き者は、甘諾に實に之れ頼るなり。是則ち、甘諾の功、時有りてか、五穀に勝るなり。古は、凡そ民に功あるものは必ず之を祭る。故に蜡乃祭は、主として齒を先にして祭る。司齒は猪虎の類と雖、其田鼠田豕を食ふものは則ち迎へて之を祭る。然らば即ち始めて甘諾を種うる人の、其れ祭ることなかるべけんや。始めて甘諾を種うる者は、誰ぞ。昔、宝永二年、薩摩山川邑兒ヶ水村の民に利右衛門といふ者あり。舟子となりて琉球に至り、一甘諾を得て、盆栽して帰り、之を圃に種るに大いに蔓衍す。採りて以て糧に代う。是に於て、土人争い其種を求めて之を植え、遂に國中に偏し、今は則ち天下有らざるは無し。

利右衛門、既に没す。土人其の恵を思い、相共に塚を立て、呼びて甘諾翁の塚となす。毎年七月五日を以て祭を致

す。蓋し、其の忌日なり。歲久しうして墓誌泯滅す。弘化中佐々木某等、更に碑を立つ。然れども、此皆土人私かにして為す。官未だ當つて聞知せざるなり。明治六年大区長椎原孝助君、翁の民に功ありて、其事蹟彰れず、且つ碑詞雅馴ならざるを悼み、祠を立て之を祀る。因りて余に請うに、碑文を以てす。孝助君、一方民社の寄に膺り、独り心を職に勞するのみならず、又先世の民に功有る者を推して之を祀る。深く古誼に合す。而して翁、因りて以て世に彰はるゝは、是嘉すべきなり。翁に一子有り。宝永四年七月、与に舟に乗り風濤に遇いて、父子俱に覆没す。故に後無しと云う、銘に曰く

甘藷の人を養う、五穀六とすべし、

唯か始めて種うる者ぞ、史乘錄せず

古、食を祭る、本に報ゆる所以なり

後世礼亡び、淳風日に遠し

賢宰焉を慨き、翁の為に祠を立て、

豊碑刻銘、千載に是垂れん。

明治六年癸酉五月上浣

鹿児島県十等官

今藤 宏 横

揖宿郡宰 植原 國 著書

△原 文▽

甘藷養人興五穀等夫天有水旱而五穀有豐歉地有肥硗而五穀異其宜唯甘藷在土中水旱不知其種之雖荒瘠付幽之地無不宜焉歲雖值凶荒民無飢餓之患者甘藷實之賴焉是則甘藷之功有時乎勝於五穀也古者凡有功於民者必祭之故蜡之祭主先農而祭司農雖猶虎之類其食田鼠田家則迎而祭之然則始種甘藷之人其可無祭乎始種甘藷者誰

昔宝永二年薩摩山川邑兒ヶ水村之民有利右衛門者為舟子至琉球得一甘諾盆栽而帰種之圃大蔓衍採以代糧於是土人爭求其種以植之遂徧於國中今則天下無不有焉利右衛門既沒土人思其惠相共立冢呼為甘諾翁冢以每年七月五日致祭蓋其忌日也歲久墓誌泯滅弘化中佐々木某等更立碑然此皆土人私為之官未嘗聞知也明治六年大区長椎原孝助君悼翁有功於民而其事蹟不彰且碑詞不雅馴立祠祀之因請余以碑文孝助君膺一方民社之寄不獨勞心於職耳又推先世之有功於民者而祀之深合古誼而翁因以彰於世是可嘉也翁有一子宝永四年七月興乘舟遇風濤而父子俱覆沒故無後云銘曰

甘諾養人 五穀可六 誰始種者 史乘不錄

古者祭食 所以報本 後世禮^入 淳風日遠

賢宰慨焉 為翁立祠 豊碑刻銘 千載是垂

明治六年癸酉五月上浣

鹿兒島縣十等官

今藤 宏撰

揖宿郡宰

椎原国蕃書

(3) 甘諾翁頌德碑

△仮名交り文▽

本に報い始めに反るは、人道の大義なり。況や利沢、民に蒙りて百世竭きざる者、豈其初を忘るべけんや。宜なり、薩人の甘諾翁に於ける眷々として措かざるなり。記を案するに、宝永二年、山川村岡兒ヶ水の里人、利右衛門は、琉球に航して甘諾數顆を載せ還り、試に之を琉球卑湿に培う。種えて蕃らざるなく、蕃して実らざるなし。四方競い培え、遂に、海内に遍く、独り生靈を凶饑に済うのみならず、貴賤常食して、以て穀食の艱を補う。薩摩諸の名、万口に膾炙せり。

タマガツラオミシモチノミコト

利右衛門、既に亡し、薩人深く之を徳とする。塚を立てゝ、甘諸翁の墓と云ふ。忌日には必ず祭を致す。年久しく塚頽る。弘化中佐々木某等墓を立てゝ之を表す。明治初年揖宿郡宰椎原國蕃等私かに議し、玉蔓大御食持命の諱號を贈りて墓を表す。又、儒士今藤宏に乞うて文を撰し、石に刻む。二十七年、里人更に祠堂を設け之を祀り崇奉の典、益々具る。三十二年暴風雨に會ひ、祠堂、壊えて碑石を埋む。

閑村嘆恨し、是に於て巨資を投じて旧城を拡め、新に祠宇を築く。大正三年、工を起し、明年之を竣ゆ。祠貌儼然人をして敬を起さしむ。これより先、馬野郡長服部県官其他有志相謀りて曰く、此事独り村民を煩し、吾曹の傍観するは道にあらざるなり。乃ち汎く資を募り、頌碑を祠畔に建て、後人をして永く利沢の由る所を記さしめんと欲すと。人を遣し来り余に文を請ふ。顧るに、島根県に往きし時、代官に井戸平左衛門あり。薩藩を領内に播植す。土人呼んで、諸代官となす。その亡所に紀恩碑を建つるあり。近くは、更に贈位の典あり。青木昆陽も亦、甘諸の利を察し、薩種を諸州に勧倍す。其の名夙に顯る。

而して其の初をたづねれば、一に我甘諸翁に由る。但地僻にして、人賤なれば、その名、未だ甚顯れず。豈傷まさるべけんや。而して、薩人之を伝へて、未だ顯れざる。蓋し此に二百年。今は更に一大碑を建てゝ、其の厚徳を頌する。独り報本反始の道に於いて、その当を得るのみならず、翁の名蓋し是より天下に暴白せんか。是記せざるべからざるなり。乃て記す。

大正四年九月上浣

第七高等造士館教授從五位

山田準撰

鹿児島縣揖宿郡書記

西原清行書

八原 文▽

報本反始人道之大義況利澤蒙民百世不竭者豈可忘其初乎哉宜矣薩人之於甘諾翁眷々不措也安記宝永二年山川村岡児ヶ水里人利右衛門者航琉球載甘諾數顆還試培之疏瘠卑濕莫種而不蕃莫蓄而不實四方競培遂遍海內不獨濟生靈干凶饑貴賤常食以補穀食之服薩摩諸之名膾灸千萬口利右衛門既亡薩人深德之也立塚日甘諾翁墓忌日必致祭年久塚頽弘化中佐々木某等立墓表之明治初年指宿郡宰椎原國蕃等私議贈玉蔓大御食持命謚號表于墓又乞儒士今藤宏撰文刻石二十七年里人更設祠堂祀之崇奉之典益具三十二年會暴風雨壞祠堂埋碑石闡村嘆恨於是投巨資括田域新築祠宇大正三年起工明年竣之祠貌儼然令人起敬先是馬野郡長服部縣官其他有志相謀日此事獨煩村民吾曹傍觀非道也乃汎募資建頌碑于祠畔欲使後人永記利澤所由也遣人來請余文顧島根縣往時有代官井戸平左衛門移植薩諸千領內土人呼以諸代官其亡所在建紀恩碑近者更有贈位之典青木昆陽亦察甘諸之利勸培薩種于諸州其名夙顯而原其初一由于我甘諾翁但地僻人賤其名未甚顯豈不可傷乎哉而薩人傳之未顯蓋二百年于此今者更建一大碑頌其厚德不獨於報本反始之道得其當翁之名蓋自是暴白于天下矣乎是不可不記也乃記

大正四年九月上浣

第七高等學校造士館教授從五位 山田準擴

鹿兒島縣揖宿郡書記 西原清行書

建碑發起人

服 部 教 一 是 桂 誠 介 豊 田 勝 藏 横 元 稹
志々目 藤 彦 馬 野 精 一 楠 渡 次 右 衛 門 日 高 退 藏
馬 場 助 一 肥 後 荣 藏

鹿児島縣知事 高岡直吉書

四、神社明細帳

鹿児島縣揖宿郡山川村岡兒ヶ水三三二番地

無指定村社 德光神社

一、由緒

玉蔓大御食持命保食神

往時、當薩摩國揖宿郡山川鄉岡兒ヶ水の利右衛門と称し、舟乗業をなし、元禄の初年に琉球國へ渡航したる時、琉球人、芋の如き物を食したり。利右衛門つらつら之を見て思へらく、此のもの我未だ内地に於いて見聞せず。吾等僻處の地に於いては、最も糧食を補ひ有るべしと、僅かに一顆を獲、之を盆裁して帰り、某圃に試みしに、能く土地に適應し、利右衛門喜して之を探り、以て日用の糧に代へ、爰に於て唐芋と称へ、近隣の争ひ需めて之を植え、未だ數年出でざるに、閑州遂に競ふて之を倍植するに至り。

利右衛門其子某と共に再渡航し、芋を持帰らんとし舟に在り。時に颶風暴に致り、之が為に覆り、父子遂に淪没す。時、宝永四年己亥七月五日也（享保四年トアルハ葬儀ヲ為シ墓碑ヲ建テタル日ナリシヤ。死体帰ラズ後日大風ヲ思ヒビ記シタルモノニアラメヤ）此より以還歲月の久しき、遂に他邦に蔓延す。弘化三年内午年五月、山川佐々木廣兼、河野通直の二人相謀りて、岡兒ヶ水の堂の間に在る石碑の磨滅するを憂ひ、更に碑を建て以て其の概要を掲ぐ。尋ひて、明治六年五月、椎原孝助区長たる寸郷民又

更に徳光の地に碑を建て、甘諸翁と称へ、私に謹名を玉蔓大御食持命と曰ふ。明治六年十月一日徳光神社號依頼許可同年建設

境内地第一種官有地ト官許

明治十二年
社殿再建

明治十二年
村社列格
無指定

一、境内地 三畝拾歩

大正四年九月指宿郡長馬野精一氏當神社の荒敗を慨し、社殿改築の議を提唱す。時の高岡直吉縣知事大いに賛し、汎く縣民の義叢に訴えしが、當岡児ヶ水の区民境内地寄附申出之を受けて拡張す。

一、貳畝四歩

一、貳畝五歩

一、五畝参歩

一、貳拾弐歩

大正四年九月

甘諸翁頌徳碑建立

大正四年九月指宿郡長馬野精一氏當神社に設置す。

一、氏子参百戸
一、岡児ヶ水

一、崇敬者 壱千五百戸
一、福元区、成川区、大山区

神社名

祭神

一、児ヶ水神社

受持神
猿田彦大神

明治十二年十月

一、河上神社

速秋津彦神
速秋津姫神

明治四十三年六月

一、大山積神社

大山津見神

明治十三年五月

一、龍宮神社

豊玉姫尊
事代主命

明治四十三年六月

明治四拾叁年六月合祀

編集後記

「山川の文化財」が第六集となつた。

第一集は、昭和五十三年度現在の「町内指定文化財」の概要を、第二集は、「旧正龍寺跡」の調査報告を、第三集は、「地頭仮屋跡」「成川下原の田の神像」「成川十一面觀音」の調査報告を特集した。

第四集は、山口綱義の「休暇日誌」を、第五集は、「山川の水産史」を特集した。そして今回、第六集は、「徳光神社と前田利右衛門」である。

これらの発刊物は、出来る限りの客觀性と實証性を追求しているが、まだ十分ではないかもしない。

町民各位のご叱正と多様なご活用をお願いしたい。

昭和六十年三月十一日

山川町教育委員会

「山川の文化財」第六集

発行日

昭和六十年三月三十日

編集
発行

「山川の文化財」編集委員会

山川町教育委員会

山川町新生町八四

TEL ○九九三三一五一一九八二

福永印刷

指宿市十二町五〇六

TEL ○九九三三一三一三〇二二

代表者 福永徳郎

印 刷

(

(